

税制アップデート – 税務管理法108/2025/QH15号の施行細則を定めるDecree 252

2026年7月





本ニュースレターにて、Grant Thornton Vietnamは、税務管理法08/2025/QH15号の施行細則を定めるDecree 252号に関する最新情報をお客様にお届けいたします。

2026年6月30日、ベトナム政府は税務管理法108/2025/QH15号の複数の条項及びその施行体制の詳細を定めるDecree 252/2026/ND-CP（以下「Decree 252」）を公布しました。Decree 252は2026年7月1日より施行されました。

Decree 252の主なポイント

1. 税務登録期限

- 新たな規定：①信用機関が設立した支店・取引事務所に係る初回の税務登録期限に関する規定 ②扶養家族登録期限 ③納税者情報が既に国家データベースに存在する場合、納税者は税務当局へ情報更新を行う必要がなく、税務管理情報システムが変更更新時に自動的に納税者へ通知される。
- 改正規定：①他の納税者に代わって納税するための納税者番号を登録する組織・個人に適用される税務登録期限 ②納税者が税務登録情報と一体となった申告書を通じて初回の税務登録を行う場合の取り扱い



2. 税務申告書の提出期限



新たな規定

①税務当局が「電子インボイスの発行義務がない事業世帯・個人によって発生された取引ごとの認証付き電子インボイス」を発行する前に申告・納税を行う必要がある場合

②個人のベトナム滞在日数が183日未満であるものの、連続する12か月間におけるベトナムでの累計滞在日数が183日以上となる場合。



改正された規定

：①取引毎に申告を行う税目についての、納税申告書の提出期限は、納税義務が発生した日の翌日から起算して10日以内

②土地使用権証明書及び土地に付随する資産の所有権証明書が発行されている不動産の譲渡・相続から生じる個人所得税申告書の提出期限。

3. 追加納税申告に関する規定の改正

管轄権限を有する当局の結論、判決又は決定により、売り手が違法なインボイスを使用し、又は不正にインボイスを使用したと認定された場合、買い手は当該インボイスに係る納税義務を修正するための追加申告書を提出しなければならない（税務調査の対象となった課税期間を含む）、規定に従い処理される。

納税者が追加申告を行う場合、又はグローバル・ミニマム課税ルールに基づく法人所得税の追加納税申告書に関し、税務当局による税務調査・税務検査後の結論書もしくは処分決定に基づいて申告を行う場合には、初回の納税申告書に適用した為替レートを適用するものとする。ただし、納税者が初回の納税申告書を提出していない場合には、申告期限の末日における為替レートを適用する。

4. ベトナムからの出国に伴う納税義務の履行

企業が登録された所在地において事業活動を行っておらず、かつ、通知日から120日以内に納税者番号の回復手続又はその効力の終了手続を行わない場合には、事業を営む個人、個人事業主、実質的支配者である個人及び当該企業の法定代表者は、出国を一時停止される可能性がある。

納税者が税金の滞納額の一部を納付し、残りの滞納額が個人・個人事業主については5,000万ベトナムドン未満、企業、協同組合又は協同組合連合会については5億ベトナムドン未満となった場合に、税務当局は出国の一時停止措置を解除する。

5. 電子商取引プラットフォーム取引に係る税金の源泉徴収・納付

新たな規定



①オンライン発注・決済機能を有する電子商取引プラットフォームの運営者（国内外）は、外国事業者が当該プラットフォームを通じてベトナムで行う収益発生取引ごとに、付加価値税及び法人税を源泉徴収し納付する義務を負う。



②VAT控除方式を適用しているベトナムの法人が、外国事業者及び非居住者個人から電子商取引プラットフォームを介して商品・サービスを購入する際の税務上の責任規定の明確化。



③ベトナム法人企業が既に源泉徴収を行った場合、電子商取引プラットフォーム運営者は同一取引について二重で税金を源泉徴収しないものとする。ベトナム法人企業は、外国当事者に代わり納税したことを証明する税法に基づく納税証憑を、プラットフォーム運営者に提供する必要がある。

6. 国際租税協力と納税者に対する優遇制度

- ・ベトナムが加盟している「税務行政執行共助条約（MAAC）」に基づく同時税務調査の仕組みが補完された。
- ・納税者に対する優遇措置を補完し、その優遇措置の形態、適用範囲、適用要件、および実施メカニズムに関する詳細な規則が定められた。

7. 海外への利益送金

- 外国投資家は、ベトナムにおける企業が国家に対する財務上の義務をすべて履行し、監査済み財務諸表及び法人所得税の確定申告書を提出し、かつ利益送金時点において滞納税額がない場合に限り、利益を海外へ送金することができる。投資活動を終了する場合には、企業は、法令に基づき、納期限が未到来の税額を含むすべての納税義務を履行しなければならない。
- 法人税規定に基づく欠損金の繰越控除を行った後においても、累積損失を有する場合、外国投資家は当該事業年度に発生した利益を海外へ送金することは認められない。
- グローバル・ミニマム課税の対象となる企業は、年間の海外利益送金が、適格国内ミニマム課税（QDMTT）の申告・納付期限の影響を受けないことに留意が必要である。規定上、ベトナム企業が財務上の義務を履行し、監査済み財務諸表及び法人税確定申告書を提出し、送金時点で滞納税額がない場合には、外国投資家は利益を送金することができる。QDMTTの申告・納税期限は会計年度終了日から12か月以内と比較的遅く設定されているものの、当該税額は通常、当期法人税等として計上され、税引後利益に反映されるため、将来の納税義務に対する資金が不足するリスクは基本的に生じない。

8. 施行日及び経過規定

- Decree 252は2026年7月1日より施行される。
- 建設業、不動産譲渡、製造業、水力発電事業及び電気通信事業など一部の事業者に適用される付加価値税額の配分に関する規定は、2026年12月31日まで適用される。
- 2020年10月19日付の行政処分に関するDecree 125/2020/ND-CPおよびこれに関連する改正・補足政令は、新たな規制に置き換えられるまで引き続き効力を有する。

企業への実務上の影響



税務コンプライアンス手続のレビュー及びアップデート

新規定に準拠し、ペナルティリスクを軽減するため、税務登録、申告、追加申告、申告期限管理に係る手続のアップデートが必要となる。



デジタルビジネスモデルとクロスボーダー取引への影響評価

電子商取引プラットフォームを運営している企業又は当該プラットフォームを通じて事業を行う企業、特に外国事業者と取引する企業は、源泉徴収義務、納税責任、取引当事者間の税務上の責任分担を明確化する必要がある。



利益分配と納税義務の計画

外国投資家は、海外への利益送金に適用される新条件を慎重に検討する必要がある。グローバル・ミニマム課税の対象となる企業は、利益配分の計画に与える影響を積極的に評価し、納税義務を期限通りに履行するための準備を整える必要がある。



高度化する税務行政への対応に向けた事前準備

電子取引、税務行政情報システム、国際税務協力、および適格納税者に対する優遇措置に関する規定の導入は、税務行政のデジタル化および透明性の向上に向けた継続的な流れを反映している。

企業は、法令遵守を確保するとともに、利用可能な優遇措置を最大限に活用できるよう、ガバナンス体制、データ管理・保存システム、および内部統制プロセスを見直すことが求められる。

Grant Thorntonによるサポート内容

影響評価およびコンプライアンス対応の助言

Decree 252が事業活動に与える影響の評価を支援し、適切なコンプライアンス対応策を助言します。

税務手続きおよび義務に関するレビュー

コンプライアンス上のリスクを最小限に抑えるため、税務登録、税務申告、請求書管理、電子商取引、海外への利益送金、および関連する義務の評価を支援します。

税務手続及び税務当局との対応支援

必要書類の作成、新規制に基づく税務手続の実施を支援するとともに、税務当局への説明や税務当局との協議・対応についても支援します。

連絡先

関係する新規規定を確認の上、関税に関する規定を順守し、また追加納税義務や行政処分につながり得る申告・書類作成過程でのミスを削減するために、社内のコンプライアンス手続きを見直していただきますようお願いいたします。

税務および関税コンプライアンスの実施にあたってご不明点がございましたら、グラントソントンベトナムの専門家までお気軽にご相談ください。

また、より詳しい情報は弊社の「[タックスハブ](#)」にてご確認いただけます。

ハノイ本社

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Nghia Do Ward, Hanoi, Vietnam

T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn

ホーチミン市支店

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Thanh My Tay Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101



Masanobu Taniguchi

Japan Desk Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9208
E Nishina.Jin@vn.gt.com



Jin Nishina

Japan Desk Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9208
E Nishina.Jin@vn.gt.com



Hoang Khoi

Senior Partner, National Head of Tax Services

T +84 24 3850 1686 – Ext: 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



Valerie Teo

Partner, Head of Tax Services of HCMC Office

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com



Bui Kim Ngan

Tax Director

T +84 24 3850 1686 – Ext: 1716
E Ngan.Bui@vn.gt.com



Nguyen Thu Phuong

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9237
E Thuphuong.Nguyen@vn.gt.com



Dang Hai Ha My

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9241
E My.Dang@vn.gt.com



Lac Boi Tho

Tax Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9240
E Tho.Lac@vn.gt.com



Do Vu Bao Khanh

Tax and Transfer Pricing Director

T +84 28 3910 9100 – Ext: 9277
E Khanh.Do@vn.gt.com

